

# 安政五年のコレラと吉田神社の勧請

駿州駿東郡下香貫村・深良村のコレラ騒動

高橋敏

Cholera in 1858 and the Transfer of the Deities of Yoshida Jinja Shrine

はじめに

- ① 下香貫村の吉田神社勧請
- ② 深良村の吉田神社勧請
- ③ コレラ騒動と吉田神社  
おわりに

## 【論文要旨】

人々は生命の危機に曝らされ、生活共同体の存亡の局面に立たされたときどのような行動に走るのだろうか。もとより、本来生命を保護し、共同体を行政の一環として支配する体制が人々の不安を解消し得ない非日常の時空においてである。

本稿は安政五年（一八五八）突如人々を襲ったコレラの脅威に人々がどのように立ち向かったのか、いやいかにしてこの災厄から逃れようとしたのかを、克明に実証しようとしたものである。安政五年は黒船という「異」の襲来と嘉永末年から安政初年にかけて連続して天地を揺がし、地を震わせた大地震・大津波の恐怖の未だ覚めやらぬ時であった。

そこにコレラが襲いかかった。即死病といわれ次々と感染しては大量死に至る惨状は医療行為によって対応することは困難となり、ありとあらゆる神・仏、流行神、呪術を動員して、これに当たることとなった。

本稿は、人々の動向を駿河国駿東郡下香貫村（現沼津市下香貫）と深良村（現裾野市深良）で検証する。この二つの事例を取り上げたのはもちろん動向を記録した史料に恵まれたこともあるが、共通して京都吉田大元宮の勧請によってコレラの災厄を除こうしたことに注目したからである。

何故に吉田神社の勧請に走ったのか。村共同体の意志決定の過程、吉田神社の神道支配の流れに着目しつつ、コレラの非日常の時空に置かれた人々の不安とそれに立ち向かう人々のエネルギーを掘り起こしたい。

吉田神社の勧請は京都往復の路銀はもちろん折祷料、鎮札などの宗教儀礼に金がかかる。下香貫村、深良村両村とも莫大な金銭の喜捨を村人に求め、最高級の七両二分の折祷（小箱）をお願いし、帰村後は吉田宮まで造営し、コレラはじめ災厄除けの宮を勧請している。

## はじめに

本稿は単に安政五年のコレラに関する医療の歴史を明らかにしようとするものでは決してない。また、コレラの流行、大量死の恐怖に直面した民衆の動向のみを追求することを目指したものでもない。

もちろん、コレラ騒動と民衆の対応を実証することに多くの頁数を要することは言うまでもないが、本稿の狙いは江戸時代、ハードに言えば幕藩体制社会の人々の暮らしの総体のなかで、その重要な側面を占めていたであろう、また生命の維持装置として機能していたであろう、精神的領域（信仰や宗教と表現しては一面的であるが）に大いに着目し、これを明らかにしたいという思いがある。そのひとつの方法として、江戸時代の平和を生きた人々の支配・生活・心意等の生存環境のシステムが崩壊したときの生々しい有様から本来あった江戸時代のそれを逆射することによって究明することが出来るのではないかと発想したところにある。

本稿で取り上げる、安政五年のコレラとこれに直撃された駿河国駿東郡深良村、下香貫村の人々の動向は、江戸時代の民衆の心意のシステムの解明に一つのヒントになるものである。

コレラ大流行の情報の中には、必ず感染者の多くが即死していく眼も当てられぬ惨状があった。日常的医療はもちろん、宗教的除災システムを作動しても、何らの効き目のないことが日々証明されていった。コレラのような強力な疫病を人為で制圧しようとする近代社会は、未だ日本には訪れていない。鬼道、天道の不可知の世界がこの世を支配し、天変地異と同様に速やかなる退去を祈願するというのが、人々のコレラに対する向かい方であった。コレラの背後に「異」を見た人々は、伝統的狐憑きと習合させて、くだ狐、アメリカ狐の仕業だと幻想し、「四足除」

の武州秩父の三峯山御眷属御神犬拝借に走った。

一方、より強力な霊力を求める人々の中に、京都吉田神社の勧請の行動に出た者があった。駿河国駿東郡下香貫村（現沼津市下香貫）と深良村（現裾野市深良）の吉田神社勧請である。両村は同じ駿東郡内にあつて東海道を挟んで南北の割と近い位置にあるが、支配その他において特に結びつけるものはない。また、吉田神社勧請に関しても、両者の間の関係は目下のところ見られない。むしろ、コレラの恐怖に襲われた非常事態に、それぞれが吉田神社勧請を思いついたと考えられる。

下香貫村、深良村の吉田神社勧請に至る経緯、勧請の実態、吉田神社の対応等について詳しく述べてみたい。まず、下香貫村の事例について取り上げる。

### ① 下香貫村の吉田神社勧請

#### 『吉田太元宮勧請の記』

下香貫村の人々が、安政五年のコレラ大流行に直面して吉田神社を勧請するまでを記録に留めた『吉田太元宮勧請の記』に注目した。目下の調査では、下香貫村の公文書の中にこの記録と関連する文書は見出すことが出来ない。この記録が唯一の資料となるが、原本は残念ながら行方不明である。昭和六十二年（一九八七）下香貫連合自治会、同神社委員会での刊行になる、読解本のみが現在手がかりとなる。

筆者の後藤甫輔晴嵐は、下香貫村塩満に居住する文人百姓と思われ、吉田神社勧請の主役山之根の大嶽藤左衛門（金兵衛）と親しい関係にあり、自らも勧請に参画し、勧請の由来を後世に残すよう懇請されて、万延元年（一八六〇）七月書き残したものである。万延元年といえは、六〇年に一度の庚申の年、安政五年のコレラ騒ぎからわずか二年後である。後藤甫輔が自ら見聞したことを記録に留めたものであり、信憑性は高く、

記述も正確である。本稿は丹念に勧請の動きを辿ることによってコレラから吉田神社勧請に至る下香貫村の動向を明らかにしたい。その前に下香貫村の村況について触れておく。

#### 下香貫村の村況とコレラ

安永六年（一七七七）沼津藩成立に当たって作成された村明細帳によれば、下香貫村は村高一〇二〇石余、田五六町五反余、畑四四町三反余、屋敷二町一反余、家数二二二、人口九四九人（男四九二、女四五七）馬四一疋、牛一〇頭の大村である。狩野川の下流域デルタ、沼津城下の対岸に位置する農村である。西は狩野川・駿河湾に通じ、東は香貫山が村境となる（「下香貫村明細帳」）。村内は馬場、山之根、八重原、石原、六反、塩満、島郷、牛臥の八つのムラ（字）から構成されている。「吉田太元宮勧請の由来」の筆者後藤甫輔晴胤は、塩満ムラに属する。因みに安政五年のコレラと吉田神社の勧請に関わることになった村役人の構成は、馬場二、八重原二、島（桃）郷二、山之根一、塩満一で、石原、六反、牛臥は〇である。

#### 下香貫村の天変地異

下香貫村の人々が吉田神社勧請を発起した背景には、安政五年のコレラ襲来に先行する天変地異があった。「吉田太元宮勧請の由来」（以後「由来記」と呼ぶ）の筆者後藤甫輔は冒頭で「夫れ世の中のうきふしは、かぞうるにいとまあらずといえども恐るべきは、天災なり」と、次々と頻発する天変地異を吉田神社勧請の前触れとして数え上げている。

嘉永五年（一八五二）八月下旬の大風と大違作、そして翌々年の嘉永七年（一八五四）十一月四日、昼四つ時の大地震であった。

「俄に地碎けて田畑の分ちなく水涌きいだし、砂石を吹出し、家は倒れ山は崩れ、一時に此の世は滅しけるやと人々恐怖し、誠に哀れなる有

様」であった。直後の一ヶ月間も余震はつづき、村内の島郷では田一二町余の地盤が、一時は三、四尺（一メートル前後）程度沈下した。三島宿では家屋の倒壊が多く、同じ駿東郡愛鷹山麓につづく小林村では、一町四方（九九アール）が四、五丈（二・一五メートル）の深さに陥没し、地形が一変して五七人もの死者が出た。ようやく年が明けた安政二年（一八五五）八月一九日夜、不吉の大災害の襲来を予告するかのよう大雷声が鳴り渡り、数か所に落雷があった。そして一〇月二日、東都大地震が起こり、巨大都市江戸が壊滅的打撃を蒙り、何万という死者を出した。翌安政三年（一八五六）にも、八月二五日大風が吹き、稲作は大違いとなった。

#### コレラ襲来と恐怖

かくして安政五年、息つく暇もなくコレラが西から襲って来たのである。この年の夏は大雨が多く、これが止んで天気快晴がつづくと思いきや大変な猛暑に変わった。東海道吉原宿で三日ころりが流行しているとの噂が聞こえてきたのが、七月中旬の頃であった。つづいて伊豆国三島宿、大場村、塚本村等の近村に流行しているとの情報があった。

由来記が伝えるころりの症状は、「誠に火急にして頻りに白水を吐瀉し、見るまに顔色衰え、肉落、眼くぼみ、皮はれ、脈絶え、眼光なくして死する事忽然なり」と病の進行の早さ、頻繁に白い水状のものを吐くうちに顔色が失われ、肉は落ち、目はくぼんでひからび、脈が止まって眼も開けられなくなって、あつという間に息絶えてしまうという即死病の怖さであった。重症になると発病と同時に倒れ死ぬ、脳卒中ともいえる病気であるとしている。後藤の驚きは「軽き症たりとも其の病にかかりたるもの百人に一人も蘇生するもの稀なり」という致死率の異常な高さと、「病甚敷早き事矢を射るが如し」という伝染の異常な迅速さである。

「医者は薬法に心を碎き彼是と良薬の工夫いたし、与へるといへども何の甲斐もなく死するなり」と、この異常な致死率と伝染の早さに対抗する医療の手段は全くなく、「其町々村々に医師針医など有り」と云えども療治行届かずして甲斐なかりけり」、町や村には医師や針医がいてもコレラの療治には無力で役立たなかつた。それで、「是は神仏へ祈願するより外あるべからず」、これでは神仏へ祈願して除災してもらう以外にないと決したのである。

由来記の後藤甫輔はさすが文人らしく、吉田神社勧請に向かつていく下香貫村の人々の動静を、詳しく客観的に描写している。天変地異から説き起こし、コレラ流行の惨状を、コレラの症状を冷静に見つめ、その異常な特色を的確に把握している。彼の導き出した結論は、コレラに対するに医療では駄目だ、神仏しかないという、宗教的儀礼、行為によるコレラ対策であった。

#### 吉田神社勧請の動き

コレラの医療に絶望した人々は、神仏の祈願に向かった。三島大社等近国の神社祈願、護摩加持祈祷、廻り念仏・題目、正月・祭礼の仕直しが各地で行われていた。

八月朔日（新暦六月二二日）、田植えも無事終わってこのところよくないことがつづいた厄を払おうと、下香貫村の山之根大嶽藤左衛門（百姓代、年齢四四歳、持高四〇石）、石原の山本七郎右衛門（四一歳、二〇石）、山本与三郎（四〇歳）が同じく石原の山本丈助（四〇歳）宅で酒宴を催した。酒が進むうち、話題はコレラ一色となって「此度の暑病を除かんには、我も人も神仏の加護なくば除きがたし」と神仏にすがりより手がないう結論で一致した。そこで山本七郎右衛門が「吉田太元宮を勧請せん」ことを発心した。これから太元宮勧請の祈祷料についていくらかかるかの質問に、山本丈助が一〇〇疋（金一分）と答えたこ

とから、それなら私が出そうと山本七郎右衛門が応じた。山之根の大嶽藤左衛門は、そういうことなら京都吉田神社まで代参を引き受けたいと申し出た。酔いも手伝ってか、酒宴は吉田神社勧請で盛り上がり、大嶽藤左衛門と山本七郎右衛門の二人が京都吉田神社への代参者と決まった。また、これを四人だけの勧請では心許ない、郷中一同の勧請でなければと、早速山本与三郎と大嶽藤左衛門が下香貫村の村役人はもとより、八つのムラを廻って賛同を取り付けた。コレラの猛威を恐れることにおいては村内は一致しており、四人の呼びかけに速やかに対応し、下香貫村挙げての宗教儀礼に発展した。

この間四人は吉田神社勧請の先例を調べ、特にその費用を尋ね、金五両という回答を得ている。

八月五日村内藤井寺に関係者が集まった。大嶽藤左衛門、山本七郎右衛門の代参が明日早朝出立することが決まり、この路用金五両を馬場の奈良橋弥七に用達するよう頼んだところ、上京の路金、郷中祈祷金がいくらかかるかが自分が出すとの返答を得て、資金の調達の目途がついた。また、勧請後の神輿造営を決めて散会した。

#### 京都吉田神社への代参

八月六日未明、藤左衛門・七郎右衛門の二人は下香貫村から東海道へ出て、一路西下した。吉原宿の手前の松原にはコレラの子供の行き倒れが一人あり、富士川を渡るまでに葬礼一二、三、渡川後の岩淵で五の野辺送りを目にしている。蒲原宿、由比宿では正月の松飾り、氏神をはじめ枝宮枝社までがお祭り騒ぎ、盆・正月が一緒に来た松の内の騒ぎであった。江尻宿、金谷宿と泊まり重ねた二人は、牛頭天王の総本社津島大社への参詣者が引きもきらず行くのを目にする。津島宮こそ厄除信仰の総本山である。二人は寄り道をいとわず、津島様にも郷中安全の祈願をしなくてはと参詣、郷中安全の祈祷を相済まし、御守護の御守を頂戴し、その

日は四日市に宿泊した。なお上京を急がず、伊勢参宮を行っている。二人の思いは京都吉田神社勧請にあるものの、途中の津島大社、伊勢神宮は避けて通るわけにはいかなかったたのであろう。牛頭天王を祀る津島と八百万の神の頂点に立つ伊勢神宮は、別格として敬しておかねばならなかったたのであろう。

松坂に一泊した後二人は一直線に京都へ向かい、吉田村に入り、四ツ時（午前一〇時頃）取り次ぎの谷伊兵衛宅へ到着した。そこで山本七郎右衛門が、次のように口上で吉田神社勧請を願い出た。

我等儀、国元は駿河国駿東郡下香貫村、某は山本七郎右衛門、彼は大嶽藤左衛門と申す者なり、当七月中旬頃より近村に稀なる暑病流行致し、益々さかんになりけるに、止む事を得ず恐怖の思ひを起し、頻りに神仏の加護を受来るところなり、我等兩人郷中の代参として当御殿において郷中安全の御祈禱御願に罷越候也、当御殿御祈禱の趣は如何に候べし、

二人の切実、切迫した祈禱願いの申し出に対して、取次役の谷伊兵衛は事務的に答えている。

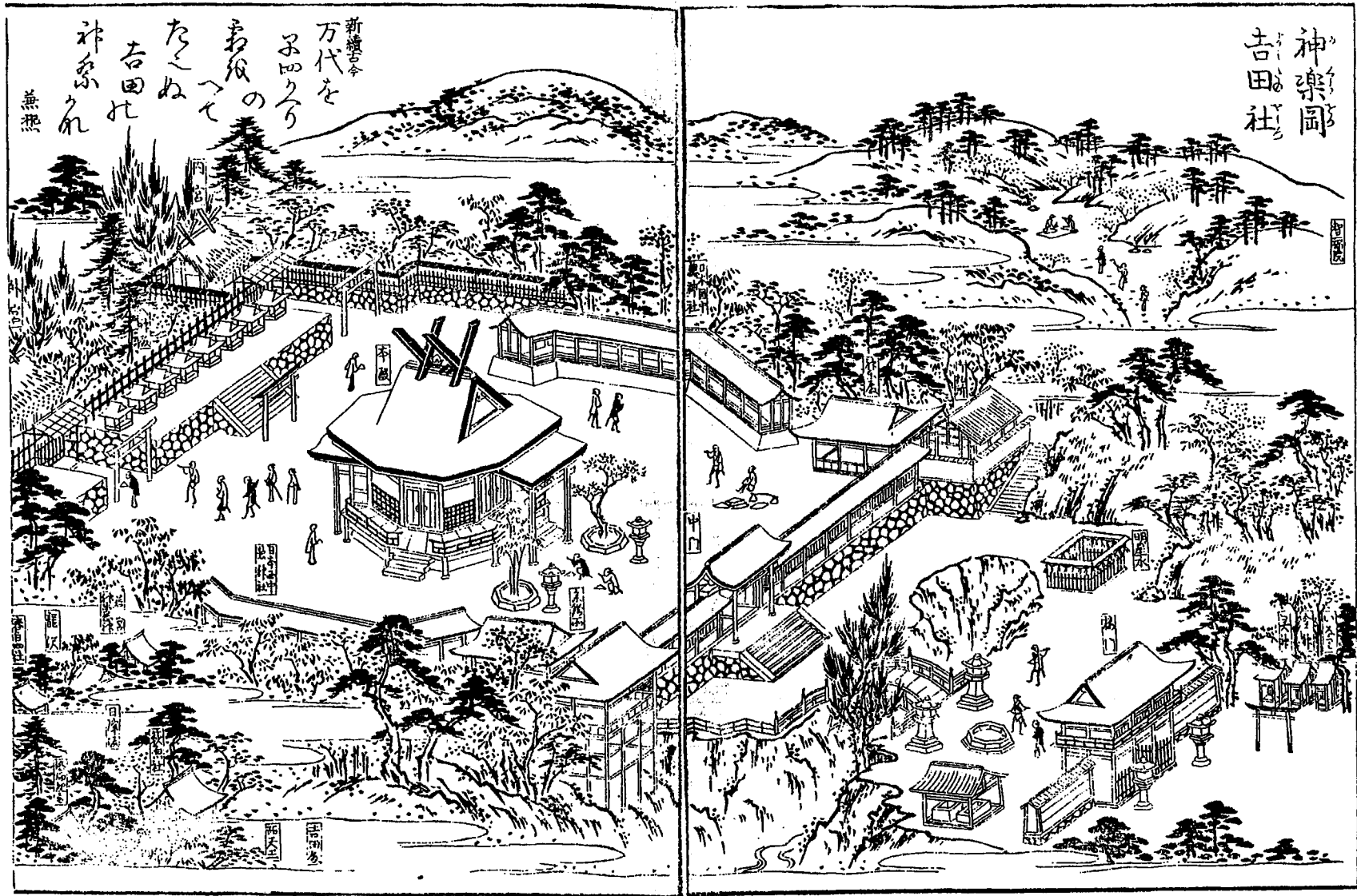
並御祈禱と申すは金二両なり、御封守と申すは金五両なり、是守護は其願一筋の御守なり、また金七両二分は御小箱の御祈禱と申すなり、是は吉田殿随一の御祈禱にて障碍退散病難火災盜難等の諸々の災を除かしめ給ふ御守護なり、先年同国同郡へ差出候も御箱の御守護なり、何れの御祈禱に被成べくや

並は金二両、御封守は金五両、これらはひとつの心願のみ有効です。金七両二分の御小箱の祈禱もあります。これは吉田神社随一の祈禱で

ございまして、障碍退散、病氣・火災・盗難などあらゆる災を除去する御守護でございます。そういえば先年同国同郡へ差し出したのも小箱の御守りでした。ところで御祈禱はどれにしますか。

取次の谷伊兵衛の返答は、コレラに苦しめられ、救いを求めてここぞと思いついて吉田神社にたどり着いた者の気持ちを理解したものでなかった。下香貫村郷中一同を代表する二人にとつて、選択は金額ではなかったらう。ただ、祈禱料一分という目算の三〇倍にもなる七両二分の大金には、二人は困惑を隠せなかつたであらう。しかし、ここまで来たら後には引けない。予て覚悟もあつてそれなりの金子を持参していたのか、清水の舞台から飛び降りるつもりで、「御小箱の御祈禱御願申したし」と申し出た。吉田神社の対応は、コレラの厄災にツケ込んだ祈禱料の略取である。谷伊兵衛の対応は、まさに新興宗教の信者から寄進を取り立てるに似た口上である。それにしても、吉田神社の祈禱料は三峯山の御神犬一疋二分二朱の拝借料に比しても高額である。七両二分では、御犬は二〇疋も借用出来る。

八月一六日、谷伊兵衛から吉田神社役人鈴鹿内膳への取次が行われた。鈴鹿内膳は、郷中の家毎に家族その他を書き連ねた「軒別名前書」を提出してもらえば、格別の祈禱を行うと答えた。吉田神社の霊力は下香貫村の老若男女すべての村民に行き渡るのだという趣旨であらう。七両二分もかかる吉田神社随一の小箱の祈禱に加え、格別の祈禱も行ってもらえば効果てきめんと考えた二人は、その夜八つ時（午前二時頃）まで下香貫村の軒別名前書を作成して、翌一七日御殿に差し上げた。この日祈禱は行われた筈であるが、肝心の小箱の下付はない。コレラの襲来の恐怖が募るなか、下香貫村は無事か、一刻も早く吉田神社随一の小箱の御守護を受領して帰りたい、二人は役人に事情を訴えるが、一八、一九、二〇日の三日間、「神妙に祈願あるべし」の仰せのみであった。「祈願中は御山参詣いたすべし」とおそらく参籠所に留め置かれ、日本国中惣神



神楽岡吉田社『新統古今』万代を早四かへりの霜をへてたえぬ吉田の神祭りかな 兼熙 (ちくま文庫「京都名所図絵」より)

社、日本国中のありとあらゆる神を祀る神社のデパート、吉田神社の神楽岡の境内を順拝しよう勧められている。

二〇日には沼津城下上土町から吉田神社代参の者が到着したとの噂を耳にする。上土町の者よりは早く帰らねば、村方に申し訳が立たないと、神社役人に速やかに小箱の御守護を頂きたいと内願する。ようやく二一日の九ツ時（正午）、急に御殿から呼び出しがあり、「本日御祈禱が満願に相成ったので御守護を相渡す」と七河二分の小箱を頂戴した。吉田村滞在六日間、八百万の神すべてを祀り日本国中の神社を支配する吉田神社随一の祈禱だけに時間をかけた、念の入ったものであった。吉田神社の公式記録「安政五戊午歳諸国祈禱之留」によれば、下香貫村の二人は次のように記載されている。

（八月）  
十八日  
拾四番  
一小箱

駿州駿東郡下香貫村中  
惣代 藤左衛門  
七郎右衛門

吉田神社の正式受付は八月一八日となっている。鈴鹿内膳は一七日に「軒別名前書」を受け取り、翌一八日に「祈禱之留」に記録したのである。二人が遅れをとってはと心配した沼津城下の上土町は、二日遅れの二〇日に封物を頂戴している。

八月二一日、小箱を受領した二人は即刻吉田村の谷伊兵衛宅に戻り、旅支度もそこそこに、一礼を述べるやその足で東海道を飛ぶが如く下っていった。「不浄是なき家を撰び泊り」を重ねること、瀬田、尾越、池鯉鮒、白須賀、日坂、金谷、二八日には駿府まで来た。町はずれにて石原の山本文助（四〇歳）、馬場の川村市右衛門（四二歳）の二人に遭遇する。この二人は送向惣代として、駿府町はずれで代参の二人を今日か今かと待っていたというのである。二〇日ぶりの再会、村は無事かとの

問いに郷中堅固の言葉を聞いて四人は喜び合って江尻宿に泊まった。これからは一路下香貫村へとなる筈であったが、途中の吉原宿、原宿はコレラの猛威にさらされたところだけに、吉田神社勧請の小箱の守護が行するという噂が流れるや、是非拜ましてほしいと群衆が殺到した。

二九日、元吉原で休憩した茶店の主人に訊ねられて、四人が吉田神社祈禱の帰りと答えたところ、何卒奉拝したいと懇願され、茶店のみならず村方にまで触れが出され、村人の参詣にまでなった。大野新田では名主が現れ、村内安全のため軒別に立ち寄って厄除けしてほしいと懇請され、困惑した四人は先を急ぐため名主宅での村人の参詣ならこれを受け入れた。名主宅に宿泊するよう懇願されこれを断ったところ、それでは是非とも泊まってほしいということになった。その夜、原宿に入った四人を待ち構えていたのは、吉田神社の小箱を参拝したいという群衆であった。原宿に着くや引きもきらず群衆が押し寄せ、やむを得ず未明の四ツ時（午前四時）までと制限して参拝を許した。

ようやく就寝しようとしたとき、下香貫村から旅中御見舞惣代として馬場の榎原平兵衛（四三歳）、山之根の杉山政造（三五歳）、為助の三名が訪れた。

吉田神社勧請の発起人である藤左衛門、七郎右衛門の代参は無事成就し、まずは吉田神社の小箱の御守護が下香貫村へ勧請されたのである。

#### 吉田神社の勧請・造営

大嶽藤左衛門、山本七郎右衛門が京都吉田神社へ代参中、村では御宮造営に余念がなかった。出立の八月六日、ちょうど吉日なりと宮地の選定に入った。世話人は村の東香貫山につづく掃除ヶ峰に登り、西北に富士山を望み、西は浮島ヶ原、千本松原、沼津駅、遠く清見潟、三保松原を眺望、南西の方向に伊豆の江梨、御瀬ヶ崎を遠望する、郷中きつての見晴らしの峰の地を社地相応の地なりと定めた。掃除ヶ峰の東は馬場の

川村市右衛門、南は石原の友藏、北は八重原の森田梅藏の持山であった。世話人たちは持ち主の三名に掛け合い、吉田神社勧請のため奉地させることに成功する。コレラ除けのため村を挙げての吉田神社勧請の盛り上がり、三人の地主は抗することが出来なかったであろう。早速その日のうちに歛入れしている。問題は御宮造営の費用である。またまた代参の際に五両抛出した馬場の奈良橋弥七に金主になってくれるよう頼んだところ、「夫は安き事なり、何程なり共御立替申可く御安堵被成よ」(簡単なことです。いかほどなりとも御立替しますから安堵してください)との色よい返事をもたらして、勧請の動きは順調にスタートした。いずれ郷中から寄進・奉賀を受けるにせよ、さしあたりの御宮造営資金は奈良橋弥七が出金を快諾したのである。弥七は三五歳の働き盛り、持高二〇石の村中ではさして分限とは言えないが、おそらく地主だけでなく商業を営む豪商であったのかもしれない。

八月七日、郷中一同へ社地選定が触れられ、村民挙げて掃除ヶ峰へ登山して、巖を切り崩し、草を刈って社地の造営が行われた。二三日神主高田播磨頭を招き、地神祭を執り行い、宮柱を建て始め、代参が吉田神社の小箱の御守護を持ち帰るのに合わせるかのように、造営は残らず完了した。代参の一行が原宿到着の知らせが届く。一同は家を清め、身を清め、夜の明けるのを待たず原宿まで出迎える。八月三〇日、いよいよ吉田神社随一の祈禱小箱の到着となった。翌九月朔日、出来立ての御宮へ御遷宮、三日には村内各ムラの廻村が行われた。コレラにおびえ各ムラに鉄網の如く張りめぐらされた注連飾りが、太元宮御着となれば一安心と解き納められた。この日から、人の気が消え淋しく念仏と題目の声しか聞こえて来なかった暗い夜が、一転して一度に陽気が戻って蘇生の思いをなした。

村では吉田太元宮の御祭日を一・二・三・二一・二七とし、頂戴した御小箱の中身の幣束を御宮の宝物とした。正月二日、五月二七日、九

月朔日、二日、三日を大祭礼御神事と決した。

御神燈石灯笼は桃郷の矢崎彦右衛門(二四歳、八〇石)、原川源藏(三七歳、二〇石)の両名が寄進した。吉田神社の祭祀は次々と整えられていく。祭祀の中核となる御宮鍵預には山本七郎右衛門、大嶽藤左衛門の二人が発願上京の功により、奈良橋弥七が御宮造営の金主世話人ということと選任された。

御宮造営の入用金は金三五両、祈禱料(小箱)七両二分が吉田神社勧請の主たる公的出費であった。これに京都往復の路用金加わったものが総額である。詳しい金額は不明であるが藤左衛門の路銀は自己負担であった。

因みにその後の吉田社について触れておく。明治二八年(一八九五)楊原神社の境内に遷座され、大正一四年(一九二五)社殿が改築されたが、昭和二〇年(一九四五)戦災で消失した。戦後の昭和二七年(一九五二)御宮が再建され、今日に至っている。祭礼は下香貫、中連合の自治会を中心に営まれ、氏神楊原、大朝神社を凌ぐ勢いである。

## ② 深良村の吉田神社勧請

### 深良村の村況とコレラ

深良村は箱根山系の西麓に位置し、寛文一一年(一六七二)竣工した芦ノ湖から引水した箱根用水の駿河側出水門の村としても著名である。

慶応四年(一八六八)の村明細帳によれば、村高一四七三石一斗余、田方九一町四反余、畑方五四町余、屋敷四町六反余、家数二三八、本百姓一五五、無田八三、他に社人二、修験一、僧九、医師一となっている。名主二、組頭六の村役人を置く。人数一〇五人(男五七七、女五二八)、宮数三〇社、寺七ヶ寺である。深良村は水田が優る大村と言えよう。

村内も下香貫村同様、南堀、町田、和田、切久保、遠藤原、上原、原、



上丹、須釜、新田の一〇のムラ(字)で構成されている。

深良村の吉田神社勧請が明らかになるのは、名主大庭新七が勧請に至る経緯と村人の寄進の明細を書き残した、「吉田神社勧請ニ付寄進名細扣帳」と表書された帳面からである。

名主大庭新七は、吉田神社勧請の発端となったコレラ流行の模様を次のように記している。

一当午年七月盆後より前代未聞之悪病、富士郡東海道吉原宿辺を流行いたし、夫れを三嶋宿杯ハ誠ニ八ヶ敷相成、段々道上辺江茂流行ニ相成、俗ニ三日ころりと申急病ニ御座候而、皆人恐れをなし、農家も町屋も家業ヲとめ、唯々信心一方ニ而女子ともニ至まで毎日こり杯ヲとり宮参詣する事第一ニいたし、実ニ此世のめつする程のよふニ思ひ、然ル所此近村ニも悪病数多御座候へとも深良村義ハ至極穩ニ而病氣更に無之、日増に信心強ク相成申候、然ル内ニ何やらあやしき事とも世間之人々見出し、是病氣ハくだ狐の業と皆人考へ付(後略)

安政五年七月盆後から、前代未聞の三日ころりと呼ばれる即死病が吉原宿辺から流行、近くの三島宿に飛び火、東海道から北上の兆し、人々は老若男女を問わず家業を放り出して信心一筋、実にこの世が滅亡するのではと絶望に駆られている。深良村は至って平穩でコロリは認められないが、コレラ除けの信心は益々強くなっている。ところで世間では、コロリに関して怪しい風聞が起こっていた。くだ狐の仕業であるというのである。

驚き恐れた深良村の人々は昼夜鉄砲を撃つたり、茗荷の白根、黒大豆、桑の木の葉を入れた御守袋を腰に付けさせている。また家の門口に梶の葉、とうがらし、茗荷の白根、赤紙、線香、火縄を置くなど魔除けの呪

術を総動員している。しかし、これでは安心出来ない。より強力な靈力を持つ神仏にすがる他ないと追い詰められたのである。

そこに登場したのが「京都吉田様」の勧請である。名主大庭新七をはじめ村中一同の相談の上、吉田神社勧請は決まった。

#### 飛脚便による勧請

深良村による勧請のやり方は、代参を直接京都の吉田太元宮参詣に派遣して守護札等を受領する通常の勧請ではなかった。コレラがやって来た東海道を逆行往復しなければならない危険を回避することもあって、飛脚便に代参の代行を託したのである。

三島宿本陣の公務の傍ら吉田神社とも深い関係を持っている、取次の世古六太夫を介して吉田神社へ勧請を願い出た。村役人全員が連署連印した公式の奉願は次のようである。

#### 奉 願

一吉田大神御霊実、御鎮札、右者村内家数人別差加へ年来心願御座候處、今般拝請奉勧請致一同発起仕候、依之為御祈願料として金七両二分奉献納候、何卒為村内安全之早速御鎮札奉受被 仰付候様奉願上候、已上

稲葉金之丞知行所

駿州深良村

百姓代	平	八印
同	伝右衛門印	
組頭	勝右衛門印	
同	太右衛門印	
同	源 蔵印	
同	祐左衛門印	

表1 深良村吉田神社勧請の諸懸り

金 銭	費 目
7 両 2 分	吉田殿ニ献上金
2 両 2 分	神祇官御役人中へ御礼金
8 両	吉田宮御社造営 和田大工常左衛門へ渡
10両1分1朱	両所へ上座諸雑用 村役人惣代出金入用 飛脚賃
6 貫600文	御かり社拵賃
12貫382文	御神酒その他

同 権左衛門印  
同 甚左衛門印  
名主 新 七印  
同 治兵衛印  
安政五年八月日  
吉田殿  
御役所様

吉田大神の御鎮札を拝借・勧請したいので祈願料として金七両二分を献納します。何卒村内安全のため早急に鎮札を奉受出来ますようお願いします。下香貫村は下調でも充分ではなく突発的に代参の行動に走ったが、深良村は世古六太夫と

いう吉田神社の取次を介していたので、勧請の内実は承知の上であった。七両二分は下香貫村が奮発した吉田神社随一の小箱の御守護である。それで村内の家数・人別を予め別帳に仕立てて、是も飛脚便に添付したのである。

発起人の名主大庭新七・小林治兵衛両名は、公式の「奉願」に加えて吉田神社の役人に宛て、勧請の万端にわたる取り計らいを依頼する書簡を添えている。

以飛脚一筆啓上仕候、秋暑之節御座候へ共各様益御安全可被成御凌珍重候義奉賀候、然者吉田大神御勧請申度年来心願ニ御座候處、今般御鎮札拝受仕奉勧請度、別紙願書并御祈願料として金七両二分奉献納し宜御披露被成下度願上候、次ニ御掛中様へ御菓子并ニ御雜費料として金貳両二分也進上仕候、万端不案内之義ニ付可然御取斗願

上候、將又当節悪病流行ニ付自由ケ間敷御願ニ御座候へ共、早速拜受被仰付候様偏ニ御執成奉願上候、右願之義村方ヨ罷出御願可申上義ニ候へとも、世間ふつそ<sup>(物懸)</sup>ニ付他行難成候間、乍恐書面を以御願申上候、失礼之段真平御□免可被下候、扱又御鎮札之儀ハ恐多候へ共、馬ヲ以三島宿世古六太夫方迄相届候様御贈被下度奉願上候、先ハ右申上度以愚札如斯ニ御座候、以上  
午八月十六日

駿州深良村

名主 大庭新七  
発起人 小林治兵衛  
同断

神祇官御掛

御役人中様

勧請手続が不案内で覚束ないので、金七両二分の公定祈願料の他に、掛り役人に菓子料・雜費として二両二分を進上する。これで早急に鎮札奉受がなるように執り成してほしい。悪病流行の真つ最中の東海道上下は危険が多いので、失礼とは思いますが三島宿世古六太夫を介して宿継ぎの飛脚便で鎮札を送って下さるようお願いしたい。

深良村は吉田神社に鎮札祈願料(小箱)金七両二分に菓子料・雜費二両二分の金一〇両を送金したことになる。これに京都まで上下する飛脚賃が当座の経費である。

吉田神社の「諸国祈禱願之留」には、深良村は次のように記載されている。

廿六日  
一小<sup>十七番</sup> 笹

駿州駿東郡

深良村中

書簡の日付が八月一六日であるので、ちょうど一〇日で京都吉田村の太元宮の祈禱受付となったことになる。下香貫村の代参が八月六日出立で一八日受付の一三日間かかったのと比べ二日短縮である。津島大社と伊勢神宮に参拝したロスを割り引いても、代参に代わる飛脚便は効率のよい勧請の手段となる。

復路は、下香貫村の代参は吉原、原辺で参拝を求める人々に押し留められる偶然があつたが一〇日間で帰ってきている。深良村は一五日後に三島宿世古六太夫方着、村へ到着したのはその翌日であつた。

九月一〇日四ツ時(午前一〇時頃)、三島世古方から相模屋方へ御鎮札が到着したとの急飛脚が名主大庭新七のところにあつた。待ちに待つた吉田様の御鎮札が三四日経つてようやく三島に到着したのである。早速村内に触れを出し、明日一日には未明から村内挙げて御出迎えすることが取り極められた。

村内は大騒ぎとなり、不眠不休で紙綿を拵え、三島宿まで世話人を始め一同銘々幟を立てて出迎えた。名主の二人は乗馬して吉田様の御供をした。

表2 深良村吉田神社勧請寄進

ムラ名	家数	金 銭	
南(堀)	22軒	金1両3分	銭2貫 72文
町 田	36	3両2分1朱	3貫600文
和 田	18	1両1分3朱	400文
切久保 円藤原	43	3両 2朱	1貫900文
上 原	24	1両1分2朱	3貫700文
原	19	1両1分2朱	500文
上 丹	11	3分2朱	700文
須 釜	18	1両	1貫300文
新 田	37	4両 1朱	600文
小 計	228	18両2分1朱	14貫722文
他に御宿村(湯山半七) 2分			
富沢村(助左衛門) 1分			
村役人 8両			
合計		27両1分1朱	14貫722文

### 吉田宮の造営

九月一日、三島宿相模屋利兵衛方に到着した吉田太元宮の小箱の鎮札は、御宿村の名主を先導に村人に迎えられ、村内に入り、ひとまず神明宮に安座した。御宮を造営しなくては、コレラ除けの効能が心配である。既に一〇両もの大金を京都吉田社へ送金している発起人の二人の名主は、村中からの寄進を要請した。一〇のムラ(字)、二二八軒、一九両一分三朱余、一軒当たり一、二朱が平均の寄進である。これでは不足したためか、村入用から八両出金した。また御宿村下湯山家湯山半七が二分、富沢村助左衛門が一分寄進して吉田さんの氏子となることを認められた。「寄進名細扣帳」は総額を二七両一分一朱と銭一四貫七二二文と記帳している。

村内各家々からと近村有志二名の寄進と村入用で調達された金二七両一分一朱と銭一四貫七二二文の大金は、表1、2に明らかのように吉田神社の勧請・造営の費用として支出された。

御宮の造営は和田ムラ當左衛門に金八両で発注済みで、九月四日には工事が始まっていた。また御宮は一か所ではなく、上丹の大神宮と深良神社の二か所に置かれた。神明宮に仮安置後、この二か所に祠が建てられ、交互に祀ることになったのではないか。それが一〇両一分一朱の出費となった「両所へ上座諸雑用」であろう。

深良村では三〇両を優に上回る費用を投じて堂々京都吉田神社を勧請し、コレラの厄災を取り除いた。

年が明けた安政六年(一八五九)正月一日、発起人の大庭新七、小林治兵衛の名主他村役人、世話人が集まる、神明宮で開催された深良村の「初会合」の席で、前に述べた勧請に関わる収支の会計決算が行われ、一同は了承した。その上で今後の吉田神社の運営が協議され、次のように決まった。

右吉田宮之儀ニ付而者世話人中の万事之事小林治兵衛殿大庭新七殿方江相談致、取斗可請申事、末々ニ至る迄急度相崩シ不申様一同取極候以上

安政六年正月十一日

吉田宮の祭礼等の万端は小林・大庭両名主に相談の上執り行うことが議定された。そして吉田宮の鍵は大庭新七のところへ預かることになった。そのことについての「大庭新七の一札は、次のようになっていた。

一両社鍵之儀者永年之間大庭新七方ニ而相預り可申事ニ役人・世話人一同相談之上儘ニ相預り置候

その後の吉田宮は、「吉田さん」の敬称で深良の住民に親しまれ、上丹の大神宮と深良神社に分置され、一年交代で祀られている。祭りは九月一日、氏子が六年に一度の当番制に分かれて当番地区が執行している。安政五年コレラの大流行を契機に京都からやって来た吉田さんは、その由来因縁を知る住民も稀な今日、厄除けの神さんとして命脈を保っている。

### ③コレラ騒動と吉田神社

#### 近世の吉田神社

下香貫村・深良村の吉田神社勧請の動きを丹念に追って来たが、何故東駿河の駿東郡に所在する二か村が遠く京都吉田村の吉田神社の勧請を思い立ち、実行したかという素朴な疑問は残る。これを解明するために、近世社会における吉田神社の存在を考えてみる。はならない。

吉田神社が山城国愛宕郡神楽岡に創建されたのは、貞観年中（八五九

七七）といわれる（史料京都の歴史第八巻左京区）。吉田神社が中世以降飛躍的な発展を遂げたのは、公武の尊崇を基盤に代々社務を勤める卜部氏（のち吉田を名乗る）に負うところが大きかった。文明一六年（二四八四）、吉田兼俱は神道界の統一を図り、神道の教理世界の「大元・神道の宗源を具現するという齋場所大元宮を建立し、唯一宗源神道を唱導した。大元宮は全国の八百万の神々を合祀したもので、参詣者はここに参拝すれば全国の神々に詣でたことになる」と布教した。また、大元宮の特異な建築様式が人々の信仰心を煽ることになった。八角円堂で妻入・入母屋造・二軒繁垂木・茅葺・背面六角堂・正面向拜一間といった異様な構造からなっていた。

江戸時代に入ると、吉田家が朝廷から奉幣使が派遣される時には齋場所において神祇官代として儀式を執り行うことが慣例となるなど、神道界に着々と勢力を浸透させていったが、その後ろ盾になったのは幕府との関わりであった。

幕府は寛文五年（一六六五）七月、神道界を統轄するため「諸社禰宜神主法度」五か条を定めた。その三か条目で吉田家に関し次のような特権を公認している。（徳川禁令考前集五―二五四五）

一 無位之社人、可着白張、其外之装束者、以吉田之許状可着之

（位のない社人は白張を着なさい。その他の装束は吉田家発行の許可状をもらって着なさい。）

神職の着用する装束は、神職の位官そのものをあらわす。吉田家は幕府から神職一般の任免権を与えられた。このように、吉田家（吉田神社）は幕府と強く結びついて全国の神社を勢力下におさめるところにいた。しかし、吉田家より古い由緒を有する伯家白川家の反発にみられるように、円滑に吉田家の特権が機能していなかったというのが実態であった。

天明二年（一七八二）一〇月、幕府は吉田家の働きかけがあったのか、寛文五年の法度を再令して吉田家の神社取締の権限を再確認している。（徳川禁令考前集五―二五四六）

寛文五年被仰出候處、近來於諸国古來之社例を乱し、御条目之御趣意不相弁輩有之、吉田家之許状を不受、社例など称し、呼名裝束等着、其上神職ニ無之村持之社、或村長宮座諸座など称し、神事祭祀當候族も有之由ニ候、向後御条目之趣急度相守、忘却不致様可相心得候

要旨は吉田家の許状を受けない神職は認められないし、また神事祭祀の執行も有り得ないということである。

幕府が寛文五年に出した、神道取締の根本原則を定めた「諸社禰宜神主法度」を再令しなければならないというのは、それだけ吉田家の神職支配がうまくいっていないということでもある。吉田家の神道支配、全国の神社を吉田神社の傘下におこうとすることにさまざまな反発があったことも事実である。

ひとつには、神祇伯職を世襲した名門白川家との確執があった。吉田兼俱の唯一神道唱導、大元宮建立以来守勢に立たされた白川家は、吉田家が幕府の後ろ盾を背景に地方の神社を配下におさめていくことを快しとは思わなかった。劣勢を挽回するため、吉田家に対抗して独自に許状を發して地方神社に勢力拡大を図り、両者に軋轢を生ずることに發展した。

一方、伊勢大神樂、稻荷社のように別流を主張するものも存在し、中世末の伝承をもつ宮座の中にも吉田神社の許状を受けないものもあった。このため吉田家では家人社人を地方に派遣、巡回させて違反者を取り締まり、吉田社の許状を受けるよう命じている。

再令から四年後の天明六年（一七八六）、白川家の許状をめぐる争論が起こっている。沼津山王社神主川口能登が上京の上白川家雜掌より「風折烏帽子浄衣等」の免許の許状を受けたことに端を發し、このことから吉田家の許状なしに着用してよいのかという伺いが寺社奉行になされた。前例がなければ「差留」との回答に対し白川家は、沼津山王社は往古から白川家執奏であるから吉田家の許状は必要ないと訴え、川口能登の「冠齋服」着用は認められた（徳川禁令考前集五―二五四九・五〇）。

寛政九年（一七九七）には吉田家役人が村々を廻村し氏神鑓取を呼び出し、吉田家の許状を取るよう迫っていることに訴えが出され、寺社奉行は神職ではない百姓身分の鑓取は単なる宮の鍵を預かるもので、吉田家許状は必要ないと裁許した。

江戸時代後期の神道界は地方神社を広範に掌握する吉田家に対して白川家の巻き返しが見られ、また地方神社を守護する村々の鑓取等、百姓身分の村落支配層にも一方的な吉田家の支配に反発がみられて、村の神職をめぐるトラブルが生じていた。一方これに対抗する吉田家の動きも活発となる。神職の許状の有無を調べ、なければこれを受けるよう強制する働きかけが行われていた（前集五―二五五五）。

#### 何故吉田社か

安政五年のコレラを除災するために何故吉田神社が選ばれたのかという素朴な疑問に立ち戻ると、この時期吉田神社が置かれていた状況と深くかかわっていたと考えざるを得ない。

吉田家は江戸に出張役所を設け、東国・関八州村々への勢力拡大を図っていた。吉田神社の巻き返しこそ吉田神社勧請の動きとなつてあらわれてきたのである。

東駿河地域においては吉田神社の勧請は天明元年（一七八一）御厨中畑村から認められ、御殿場市域八ヶ郷では文化三年（一八〇六）「身入

表3 安政5年吉田神社諸国祈願明細表

	正月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	小計
守	22	18	28	12	4	18	5	20	8	7	3	2	147
守護品	2	4	7	1	1	5	6	5	3	0	1	4	39
鎮札	2	3	10	3	0	3	1	7	1	2	4	2	38
神号	2	5	8	4	4	1	2	0	1	3	0	0	30
額字・神号	1	2	1	0	2	1	0	0	1	0	1	0	9
小篁	0	0	1	1	1	0	0	3	2	0	0	0	8
封物	1	0	0	0	0	1	0	2	0	0	1	0	5
神符	0	1	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	4
守護箱	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
張札	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
小計	30	34	59	21	13	29	14	38	16	12	10	8	284

狐ニテ病死ノ者百余死去」の厄災に、中山村小沢九兵衛なる人物が上京、吉田様を勧請した。

文政一二年（一八二九）には下十ヶ郷（現御殿場市・裾野市・三島市にまたがる）が吉田神社を勧請した。このように吉田神社の勧請は異常気象（飢饉）、流行病等、厄災に襲われた村々によって行われている。

表4 村中の祈願

月日	明細	祈願の村々
1月25日	鎮札	信州伊那郡片倉村中
2月18日	小篁二	〃 諏訪郡榎木新田中
7月6日	鎮札	豊後国海部郡奥村 村中
○8月18日	小箱	駿州駿東郡下香貫村中 惣代 藤左衛門 七郎右衛門
○8月20日	小封物	駿河国駿東郡沼津宿之内上土町三枚橋町惣代岩崎由兵衛
○8月26日	小篁	駿州駿東郡深良村中
8月29日	小封物	遠州秦原郡吉永村名
	鎮札	〃 飯淵村中 同新田中

表5 安政5年吉田神社祈願国別表

国名	件数	国名	件数
阿波国	93	備後国	3
淡路国	36	下野国	3
遠江国	23	和泉国	2
讃岐国	15	伊予国	2
出雲国	13	越後国	2
美作国	10	伊勢国	2
石見国	8	出羽国	2
土佐国	8	京	2
信濃国	7	江戸	2
長門国	7	丹後国	1
豊後国	7	紀伊国	1
摂津国	6	筑前国	1
備前国	5	大和国	1
備中国	5	越前国	1
駿河国	5	常陸国	1
周防国	4	安房国	1
幡磨国	3	大坂	1

しかし、勧請を災害救済のみに帰結するわけにはいかない。そこには吉田家、吉田神社の地方神社の包括、神職の組織化の活発な働きかけがあったと考えた方がよい（杉村齊「駿東（中・北駿）地域の吉田信仰」〔裾野市史研究〕七号、一九九五年）。

当該地域への吉田家の働きかけの痕跡は、安政五年下香貫村、御宿村両勧請にかかわった鈴鹿内膳なる人物である。下香貫村のそれでは京都吉田神社で谷伊兵衛の取次を受けた役人であり、御宿村では御小箱到着時に添付された吉田社からの書簡の主である。

鈴鹿家は初代吉子からつづく京都吉田家に付属する一六社家の家柄である。江戸時代には代々内膳を名乗る家があつて、文化一四年（一八一七）には吉田家の使者として、かの白川家執奏の山王社のある沼津宿松屋旅館に滞在、村々の神社御改を行っている（駿東郡伏見村「万覚帳」）。

おそらく鈴鹿内膳は吉田家の江戸出張役所を足場に関東への布教を図っていたのであろう。こうした吉田社の村々への強い働きかけがあつて、下香貫・深良の二か村の吉田神社勧請が発心、多額の金銭を投じて実施されたのである。

安政五年吉田神社

それではコレラ騒動で動揺した安政五年、吉田神社の動向はどうで

あったのか。

吉田神社の動きを知る一つの手掛かりは諸国からの祈願を記録した「諸国祈禱之留」（以後「祈禱留」）である（天理大学図書館蔵吉田文庫）。

「祈禱留」には受付の月日につづき祈禱の種類、そして祈禱の願主が記録されている。その多くは家・個々の家族、神主が願主である。

安政五年の祈禱の実態を知るために表3を作成した。各月毎に吉田神社が下付したさまざまな祈禱によって区分して集計した。総件数三八四回と意外に少ない（三峯山は八月段階で一万番を凌駕）。コレラとの関係であるが流行のピークをなした八月が三八件、前後の七月一四件、九月一六件とさしたる変化は認められない。コレラと吉田神社との一般的相関は認められないことになる。過半の五二%を「守」が占めている。最も廉価（それでも二両は高い）、手続きも簡易であったのである。吉田神社随一で七兩二分と高額な下香貫・深良の二ヶ村の「小筥（箱）」は僅か八件（二・八%）に過ぎない。しかも、すべてが個人ではなく、村中・町惣代といった共同体を願主とするものであった。村挙げでの祈願を摘出してみた（表4）。さらに八件中三件が駿河国駿東郡に集中し、下香貫村・沼津上土三枚橋は狩野川を挟んで相接する関係にある。

こう見てくると下香貫村、深良村の吉田神社勧請は沼津上土を含め、この地域の吉田社に対する極めて強力な信仰によって行われた。八件中信州の二件を除き、七月豊後国一件、八月の例の三件、隣国遠州榛原郡二件の六件はおそらくコレラに深く関わった勧請である。表5に国毎の祈願を集計すると阿波・淡路一二九件で四五%、これに遠江二三件がつづき、多くが西国である。

#### 吉田家の次目―官位受領

吉田家が幕府から公認された神職に対する許状授与の実状を、伊豆国

下田町の氏神八幡宮の神主、碓氷靱負の弘化四年（一八四七）の事例を紹介しておきたい。（下田町八幡宮神社碓氷家「日記」）

下田町八幡宮は永正一〇年（一五一三）創基と伝えられ、伊豆金山の開発者で著名な代官頭大久保石見守が慶長一五年（一六一〇）に造営、元和八年（一六二二）代官竹村九郎衛門の修復、寛永一三年（一六三六）下田奉行所今村伝四郎によって再建された。朱印地七石三斗である。そのときにも神主は臼井（碓氷）氏である。

碓氷家は八幡宮の神主を世襲し、靱負は一五代目に当たる。幼名倉吉を名乗った靱負は、文政一二年（一八二九）に元服の上靱負と改名した。碓氷家は八代にわたり京都「吉田殿配下」であり、父も吉田家から許状を受領して伊予に任官した。靱負も一四代の父伊予の後継の神主となるためには、京都吉田社から父同様、許状を受領しなければならない。

元服年齢を一五歳とすると、弘化四年（一八四七）三三歳になる靱負は「次目」、官位「受領」を実行することに決心する。神主として一人前になれるかの重大な儀礼であるのでそれだけかかる費用は膨大であり、氏子下田町民の支持を取り付けてのことである。

官位の許状は言うまでもなく京都吉田家から受領するが、手続きは支配 葦山代官江川太郎左衛門英龍の添翰を貰うのが先例である。

弘化四年（一八四七）三月一五日、靱負は下田を出立葦山に向かい、翌一六日郷宿半右衛門の案内で手代松岡正平に面会し、添翰下さるよう願書を提出した。その際の靱負の口上書は次のようである。

差上申口上書之事

一私儀此度受領願二付上京仕候、依之吉田御本社江御添翰被下様 奉願上候

豆州賀茂郡下田町

八幡宮神主

弘化四年未年三月

江川太郎左衛門様

葦山

御代官所

碓氷靱負印

吉田神社の神主、吉田家の当主と対面となった。神文を提出、免許を拝受する。

靱負が差し出した神文は次のようになる。

神文之事

今度陰陽行儀御相伝被成下、冥加至極難有仕合奉存候、此節相伝者相限于常継一身者也、他人者不及沙汰、仮令雖為親子曾而以相伝仕間敷候、若於令違背者可蒙  
天神地祀殊仁波八幡宮之 御罰者也、仍而神文如件

弘化四未年

伊豆国加茂郡下田

五月六日

八幡宮神主

碓氷筑前 印

藤原常継

御本所

御家老御中

このたび官位受領のため上京するので、吉田家本所の添翰をいただきたいという趣旨である。これに下田町の名主・年寄が奥印をしている。手代松岡は神主の官位受領の手續に不明があったのか、即答出来ず、其筋に伺うのでしばらく待つようと郷宿に待機させた。先例を調べたのであるが、添翰作成までに至らず一九日、ひとまず帰町して代官役所からの連絡を待つことになった。

約一か月後の四月一五日、添翰が出来たとの御用状が葦山より届き、一九日代官役所に出頭、添翰を受領した。手代松岡正平、八田兵助から吉田家の鈴鹿筑前守、鈴鹿出羽守宛の添翰は厳重に文箱に入れられていた。

靱負はそのまま沼津宿に出て、東海道を一路京都へ向かった。吉田家に納める、任官に当たつての諸費用の金子は、三島宿世古六太夫を頼んで飛脚急便をもって京都まで送金した。ここでも世古六太夫が登場する。四月二九日京都吉田村谷伊兵衛宅に到着する。翌三〇日、伊兵衛の案内を受けて吉田家に参上、伊豆国懸りの社役人山田宰記に引き合わされた。靱負は係役人たちに手土産として金五〇疋（二朱）ずつを渡している。それから吉田神社内で吉田神道の秘儀の相伝が行われている。五月五日、

靱負は吉田家から陰陽行儀の相伝を承け、靱負から筑前、藤原常継を名乗ることを許された。この相伝は常継個人になされたものであり、親子と違背して伝えることは許されない。

五月八日早朝、谷伊兵衛宅を出立、五月二七日沼津宿到着、この間の長途の旅はおそらく伊勢参宮その他諸社参詣に寄り道したためであろう。翌二八日は葦山代官所に出頭して吉田家からの返簡を渡し、一路、帰町を急ぐ。すでに靱負が目出度く筑前に昇位の知らせは下田町の氏子に届き、氏神神主を出迎えるべく歓迎の準備が進められた。六月朔日、京都吉田社で買い調えた装束に身を包み、いかにも神官といった厳格さに満ちた碓氷筑前は町内の町役人その他出迎えるなか町内に入り、氏神八幡宮に帰着した。翌日から二日間盛大なお披露目が行われた。また八月二



表6 碓氷筑前次目任官総費用

	金	銀	銭
添簡願諸入用	1両1分		
支度入用	1両		
駕籠修理代	2両	8匁5分	
鎗長刀挾箱塗替	3分	6匁	
大傘はり替		12匁	
送り(茶代)	1両2分		
かんばん色あげ	2分		500文
迎の節河内屋払	2分		
路用	11両1分		
上京供入用	1両1分		
送り迎并披露人足賃			5貫900文
官服諸色買もの	13両2分		
他披露代	24両3分2朱	4匁7分5厘	14貫429文
官金諸式納高	27両3分	5匁	500文
計	86両 2朱	36匁2分5厘	21貫329文

四日から九月八日にかけて八幡宮のかかわる相州浦賀番所においても披露目がなされた。このようにまさに吉田神社の許状受位、任官の儀礼は弘化四年三月一五日から九月八日まで半年間を要した。

筑前(靱負)は許状受位一条を記録に留めるとともに、その費用についても詳しく算出している。表6のように総計すると金八六両余、銀三六匁余、銭二貫余に達する莫大な金額である。京都吉田社とのかかわりでは六三両かかっている。

吉田家に納付しただけでも約二八両である。吉田家にとっていかに許状の特権が大きかったかを示している。

### おわりに

安政五年コレラ襲来によって引き起こされた大バニツク状況に救済を求めて吉田神社勧請に向かった下香貫村・深良村の事例をみてきた。そこには御他聞にもれざる切迫した状態があったが、この二ヶ村ともに大宮町とは違い直接の犠牲者は出ていない。吉田神社勧請は吉原宿・三島宿の惨状を風聞として受け取った除災儀礼であった。それ故に、きちんとしたコレラの災厄に立ち向かった村の記録「吉田太元宮勧請の由来」<sup>1)</sup>「吉田宮勧請二付寄進名細扣帳」<sup>2)</sup>が後世に書き残されたのである。

そこには一連のコレラ騒動に対して意外にも冷徹な観察が認められる。勧請はひとつの非日常の祝祭である。人々はこの祭に参加することによってコレラの死の恐怖、村存亡の危機を払い除けようとしたのである。それ故にこそ村共同体は機能し、持てる者は金を供出し、持たざる者は宮造営その他の労役を奉仕した。村構成員それぞれの役割が円滑に機能し、一致団結の気運が盛り上がった。まさに祝祭である。

いっぽう、勧請の対象となった吉田神社は近世を一貫して幕府権力を背景に地方神社の支配、包括する立場にあった。この勧請も吉田家の地方神社統轄のひとつの流れの中にあつた。八百万神を合祀し、何にでも効験あらたかな吉田神社、日常の宗教活動のネットワークのなかで、東駿河の村を捉えたのである。

村と宗教、村と神道、強いて言えば近世村落社会と神道(神社)の関係、吉田神道の地方包括の問題の重大さを垣間見ることができるところの一つの収穫である。

今後は民間信仰と神社・神道史にとどまらず、広汎な民衆の宗教に目配りしながら、神社社会史ともいべき神社と村落・民衆の生き関わりの実証的研究が待望されている。

〔付記〕

左記の拙稿を併読されたい。

- ① 高橋敏「幕末民衆の情報と世直し意識の形成―「年代記」のフォークローア―」（静岡県史研究二号一九八六年）
- ② 高橋敏「幕末維新时期における「異」意識」（桜井徳太郎編『日本社会の変革と再生』弘文堂一九八八年所収）
- ③ 高橋敏「黒船・狼煙・狼糞―紀州藩有田郡山保田組村々の狼糞の拾い集め―」（平川南、鈴木靖氏編『烽（とぶひ）の道』（青木書店、一九九七年）
- ④ 高橋敏「幕末民衆の恐怖と妄想―駿河国大宮町のコレラ騒動―」（国立歴史民俗博物館二〇周年記念論文集）

（国立歴史民俗博物館歴史研究部）

（二〇〇三年一月二一日受理、二〇〇三年七月一八日審査終了）

## **Cholera in 1858 and the Transfer of the Deities of Yoshida Jinja Shrine: The Cholera Scare in the Villages of Shimo-kanuki and Fukara in Sunto County, Suruga Province**

TAKAHASHI Satoshi

What sort of behavior do people exhibit when their lives are at risk and the survival of their community is at stake? Of course, systems that govern a community as part of its administration whose original duty is to protect life are placed in an abnormal time and space in which they are unable to relieve the anxieties of the people.

In this paper I attempt to provide detailed evidence on the cholera outbreak of 1858 that suddenly posed a threat to people's lives and how the people responded to this and how they attempted to escape from this crisis. 1858 was the year of the invasion of the black ships, or "foreigners", and was also a time when the fear of large earthquakes and large tsunami that had continued to shake the land in the early and mid 1850s had not yet abated.

It was at such a point in time that cholera made its onslaught. Said to cause instantaneous death and as a sickness that was highly contagious, there was little that medical practices could do for this condition that led to mass fatalities. Thus, every possible Shinto, Buddhist and popular deity, as well as the supernatural, was mobilized to fend off impending catastrophe.

In this paper, I study the actions of the people who lived in Shimo-kanuki village, Sunto County, Suruga Province (present-day Shimo-kanuki, Numazu City) and Fukara village (present-day Fukara, Susono City). Although the existence of recorded histories detailing the actions of the villagers is incidental to the selection of these two villages for this study, the main reason for their selection is that both these villages sought to escape from the calamity of cholera by means of the transfer of deities from Yoshida Daigengu.

But why did they turn to transferring deities from Yoshida Jinja Shrine? I explore this question by exposing the anxieties of these people who, as a result of the cholera outbreak, were situated in an abnormal time and space, together with the energies of these people as they faced the threat of cholera, while examining the process of decision making in the village communities and the dominance of Shinto by Yoshida Jinja Shrine.

The transfer of deities from Yoshida Jinja Shrine required money, including that for religious practices such as prayer fees and *chinsatsu*, not to mention the costs of going to and

---

---

from Kyoto. The two villages of Shimo-kanuki and Fukara demanded alms from their inhabitants amounting to enormous sums of money and requested the highest grade of prayer (*ko-bako*). After returning to their villages they went so far as to build Yoshida shrines, which they designated as shrines for preventing calamities such as cholera.